

2022年度 横浜市立横浜吉田中学校 学校防災計画

1. 日常の防災体制

- (1) 学校防災委員会の組織・任務
- (2) 安全管理〔安全点検〕
 - ・点検の実施方法、防災設備の点検、避難経路の点検
- (3) 防災教育【年間指導計画】
- (4) 防災訓練（避難訓練）【年間実施計画】
- (5) 教職員研修【年間実施計画】
- (6) 心のケア対応【教職員研修計画】

2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

3. 大規模地震発生時の初期対応

- ・避難方法、津波が想定される場合の避難方法
- ・学校災害対策本部の組織、各班の任務
- ・職員の参集体制、連絡調整者（明記）

4. 大規模地震発生時の場所別・時間帯別の生徒への対応

- ・生徒の預かり（留め置き）
- ・保護者への引き渡し方法

5. 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

- ・住民対応・避難場所支援班の役割等

6. 風水害時における学校の対応

7. 非常持出用品リスト

8. 緊急連絡先電話番号簿

- ・消防署、警察署、医療機関、区災害対策本部（総務部）

1. 日常の防災体制

(1) 学校防災委員会の組織・任務

<任務>

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画、実行及び教職員に対する研修の実施
- ③ 日常的な施設点検等の実施
- ④ 教育委員会事務局や区役所との連絡・調整、地域防災拠点運営委員会への協力

<組織>

学校長 — 副校長 — 防災安全担当（保健安全指導部）

(2) 安全管理〔安全点検〕

① 定期的な校舎の安全点検の実施

・年に3回（7月、12月、3月）に点検し、不良個所を改善する。

② 防災設備の点検

・消火器、防火扉、防火シャッターなどの点検を行う。

③ 避難経路の点検

・各教室に避難経路図を掲示しておく。また、通路に荷物が置いていないか、扉が非常時

に開くかを確認する。

(3) 防災教育（年間指導計画）

時期	内容	時期	内容
4月	・避難訓練	10月	
5月		11月	・暖房器具点検
6月	・避難訓練	12月	・定期点検
7月	・定期点検・職員研修	1月	
8月	・避難訓練	2月	・2年防災教育
9月		3月	・定期点検

(4) 防災訓練（年間実施計画）

時期	内容
4月	・火災想定防災訓練
6月	・津波想定防災訓練 ・地域救命救急講習会（寿東部）
8月	・防災訓練
9月	・地震想定防災訓練 ・地域防災訓練（西区）
11月	・地域防災訓練

(5) 教職員研修（年間計画）

時期	内容
4月	・職員研修 避難経路確認、非常時持ち出し品確認、学校防災組織確認
6月	・地域救命救急講習会（寿東部）
8月	・救命救急講習
9月	・地域防災訓練（西区）
11月	・地域防災訓練
	・職員研修 負傷者対応訓練、救急車対応訓練、心のケア対応、

(6) 心のケア対応（教職員研修計画）

①日常からの心のケア

- ・日頃から、生徒の心の健康問題について、早期の問題発見や適切な対応を図るため、教職員の共通理解とチームワークを確保する。

②災害体験によるストレスへのケア

- ・自分を取り巻くそれまでの生活環境などが急激に変化することを体験した生徒にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じさせてくれる大切な場所であり、安心感・安全感を与えてくれる場所になるようにする。

③教職員研修

- ・非常時に心のケア推進チーム（KCT）として行動できるように研修を行う。

④外部機関との連携

- ・教育総合相談センター、児童相談所、スクールカウンセラーなど関係者と十分協議する。

2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

条件	教育委員会の対応	学校の対応
南海トラフ地震 臨時情報（調査中）	【連絡体制強化】 国や県からの情報を各学校に提供	・通常通り ・情報の収集 ・地域防災拠点開設に向けて施設の点検等の準備 ・教職員の動員はなし
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）	【警戒体制】 ・国や県からの情報を各学校に提供 ・状況によっては、教育委員会が「全市一斉休校」を判断し、各学校へ通知	・原則、通常通り。ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保 ・「全市一斉休校」の指示があった場合は休校。指示がない場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各学校・中学校ブロック等で登下校の見合わせ等の判断 ・地域防災拠点開設について区役所から連絡があった場合は、校長・副校長が動員。状況に応じて体制の拡大縮小を検討

異常な現象に伴う防災対応

(1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。当該評価結果が、以下の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

(2) 臨時情報に対応した配備体制（本市の対応）

ア 市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たる。

イ 市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制のとおり、各区局必要な人員が配備される。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	通常体制にて情報収集の実施
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	市・区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	市・区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	通常体制

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

通常通りとする。

(3) 教育委員会事務局への報告「南海トラフ地震臨時情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で様式1を作成して、教育委員会事務局に報告する。

提出先(様式1)

方面事務所・課	電子メール	FAX	TEL
<input type="checkbox"/> 東部学校教育事務所	ky-tobushido@city.yokohama.jp	(411)0613	(411)0608
<input type="checkbox"/> 西部学校教育事務所	ky-seibushido@city.yokohama.jp	(336)3765	(336)3743
<input type="checkbox"/> 南部学校教育事務所	ky-nambushido@city.yokohama.jp	(843)6358	(843)6408
<input type="checkbox"/> 北部学校教育事務所	ky-hokubushido@city.yokohama.jp	(944)5954	(944)5979
<input type="checkbox"/> 高校教育課	ky-koko@city.yokohama.jp	(640)1866	(671)3272
<input type="checkbox"/> 特別支援教育課	ky-tokubetusien@city.yokohama.jp	(663)1831	(671)3958

※ 提出課にし点

※ TEL の場合は、以下の事項について口頭で報告する

南海トラフ地震臨時情報(調査中 ・ 巨大地震警戒 ・ 巨大地震注意 ・ 調

査終了)への対応状況報告書

区	学校	記入者氏名
年 月 日	午前 ・ 午後	時 分現在

学校災害対策本部設置状況	設置済 ・ 未設置				
児童生徒等の状況 ※その他は、欠席等で学校の管理下でない児童生徒等の数	学年	在籍	保護	下校	その他
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
合計					
保護した児童生徒等の状況(具体的理由等)					
学校と地域・住民等との状況(避難者対応等)					

3. 大規模地震が発生した場合の学校の初期対応

(1) 大規模地震の定義

ここで取り上げる大規模地震は、次のとおり定義する。

震災時における教職員の動員体制の自動参集の基準である、

「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」

※注意 自校の区や地域が震度5強以上の地震でない場合でも、横浜市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば、全校で大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

(2) 震度及び津波情報等の情報収集

大規模地震発生時には、テレビ・ラジオ等で震度速報や津波情報が放送される（広範囲に及ぶ大規模地震の場合、横浜市内の震度が速報されないこともある）ので、速やかに情報収集する。

学校では、緊急地震速報受信端末が放送設備と連動しており、あらかじめ設定している周波数帯の放送局から放送される内容を続けて放送するなど、適宜活用する。

また、職員安否・参集システムにより、安否の確認、参集状況の把握を行う。なお、停電することを想定して、乾電池で稼働する携帯型ラジオ等を常備する。

(3) 津波への対応

① 避難方法等

避難経路

避難は、校庭等に集合せず、本部の指示で校舎最上階（4階）または屋上へ速やかに避難する。点呼は、安全な場所に避難してから行う。

（1年生）

教室待機

（2・3年生および個別支援学級）

1・2組は階段を使用、3・4組および個別支援学級はスロープを使用

② 避難を行う基準

避難を行う基準を次のとおりとする。

津波予報区「東京湾内湾」に

津波警報または、大津波警報が発表された場合

(4) 学校災害対策本部の設置

次の場合、学校は、早期に**学校災害対策本部を設置**し、初期対応を行う。

- ・市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき
- ・東海地震「警戒宣言」が発令された場合

学校災害対策本部の組織

<p>総括本部 本部長 (学校長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。 ○ 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○ 被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など、生徒・教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○ 非常持ち出し書類等を搬出。 ○ 報道関係等の対応。
-------------------------------	--

<p>避難誘導・ 安否確認班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の揺れが収まった直後、直ちに活動を開始し、生徒の安全確保、生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難場所（津波が想定される場合は、あらかじめ定められた場所）への避難誘導を行う。 ○ クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○ 安全確認した生徒等は、出席簿（簿冊）・学級名簿等によりチェックする。 ○ 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、生徒・教職員の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○ この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ○ 生徒の保護者への引渡しを安全・確実に実施する。 ○ 引き渡す相手が生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかの記録を行う。
------------------------	---

<p>消火・ 安全点検班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校用務員等を中心に組織する。 ○ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○ 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○ 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
----------------------	--

<p>救出・ 救急医療班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○ 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○ 避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、病院など専門医療機関への搬送を行う。
----------------------	---

[時点・状況の変化により適宜編制]

<p>住民対応・ 避難場所支援班 (連絡調整者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が避難場所となった場合、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災拠点運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う。
--------------------------------------	--

4. 大規模地震発生時の場所別・時間帯別生徒への対応

＜生徒の預かり・引き渡しの対応＞

大規模地震発生の際（「市域で、震度5強以上の地震が観測されたとき」）は、直ちに授業を打ち切り、次のとおりとする。

（1）児童生徒の預かり、引き渡しについて

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととする。

（2）大規模地震発生時の対応についての保護者への周知

大規模地震発生時には、通信手段が不通となることが想定されるため、**日頃から保護者に対して、預かり、引き渡しの対応等について学校説明会や懇談会、学校だより等を通じて繰り返し周知しておく。**

（3）大規模地震にあたらぬ地震発生時の対応

本計画で定義している大規模地震にあたらぬ地震（市域で、震度5弱以下の地震であった場合）の対応については、学校長が適切に判断することとする。ただし、（3）のように預かり、引き渡しが必要となる場合もあることに留意する。また、学校で預かる（留め置く）際は、保護者へ周知すること。

（4）その他預かり、引き渡しの対応が必要となる事象

大規模地震にあたらぬ地震発生時においても、次のような場合は、大規模地震発生時と同様の対応を行うこととする。

①自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合

②学校及び周辺の地域が停電となっていて、生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合

③その他学校長が必要と判断する場合

（5）災害時生徒引き渡しカードの作成

① 引き渡しカードの作成と活用

震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、生徒の引渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引き渡しカードを毎年作成し、その活用方策については以下のように対応する。

ア **原則、保護者の引き取りとする。担任は引き渡し時、学校記入欄を記入する。引き取り者に署名をしてもらう。**

イ **保護者が引き取りに来られない場合、「保護者以外の引き取り者名」に記入されている者に引き渡すこととする。その際は確認を慎重に行う。**

ウ **記入がない者への引き渡しは行わない。**

② 連絡手段の確立

非常時において生徒の引き渡しに関して保護者への情報伝達が確実にできるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話・携帯電話・メール等）を整えておくこと。

(6) 預かり（留め置き）を行った生徒の保護体制

保護者が生徒を引き取りに来るまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が1人は側に付き合い、生徒に安心感を与える。自宅に家族が不在の場合は、引き取りに来るまで、繰り返し、勤務先や緊急連絡先に電話する。

5. 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

地域防災拠点（指定避難所）とは

震災により家が倒壊したり、倒壊の危険がある場合に、一時的に避難生活を送る場所で、食糧・水・救援物資などの配布や生活情報の提供、家族の安否確認を行う場所として、現在、市内の小中学校の多くが「地域防災拠点（震災時避難場所）」として指定されている。25年6月に「災害対策基本法」が改正され、①災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または、②災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、『指定避難所』をあらかじめ指定することが義務付けられた。これを受けて本市では、従来から地域防災拠点として指定されていた小中学校等が、指定避難所として指定されている。なお、避難場所等の名称については、すでに市民に広く周知されていることから、「地域防災拠点」など従来のまま運用されている。

【横浜市学校防災計画より】

円滑な避難場所運営のため教職員が行うこと

- (1) 震災時において、学校が避難場所となった場合には、避難場所運営が円滑に行われるように、教職員は協力する。

連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動対応）

- (1) 連絡調整者の基本的役割
- ① 学校に早く到達できる順に3名（**林田、小島、白濱**）を連絡調整者として指名する。
 - ② 連絡調整者は、横浜市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測された場合において、いち早く学校に駆けつけ、学校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行う。
- (2) 避難場所である体育館への避難者の誘導支援等
- ① 連絡調整者は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや拠点担当（直近動員者）として指定された市職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示する。
 - ② 連絡調整者は、校長室、職員室、会議室、保健室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、地域防災拠点運営委員会に対して要請する。
 - ③ 連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。
 - ④ 連絡調整者は、地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

(3) 学校長・副校長への報告

学校長・副校長が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に連絡調整者として対応した措置等について、学校長・副校長に報告する。

(4) 地域防災拠点（指定避難所）開設・運営の支援

連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、局動員体制の一員として、拠点開設・運営に従事する。

横浜吉田中学校 担当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	林田、小島
第2グラウンド（日本語拠点施設・コミュニティハウス）担当 ・・・	（白濱）

その後もその2名については、住民対応・避難場所支援班として拠点運営に従事することを原則とする。ただし、該当者が学級担任などで、生徒の安否確認等の優先業務を行う場合は、教職員の参集状況に応じて、学校長等が、他の教職員への住民対応・避難場所支援班業務の引継ぎを指示する。

地域防災拠点（指定避難所）開設への備え

地域住民及び帰宅困難者の避難状況により、拠点開設の有無について、区本部・地域防災拠点運営委員会と十分協議を行うこと。なお、通信手段が不通になり、区本部・地域防災拠点運営委員会に連絡がとれない場合も考えられるため、日頃から地域防災拠点運営委員会（委員長）との連絡を密にとり、非常時の連絡方法や開設判断等について申し合わせしておくこと。

横浜吉田中学校 委員長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	花井 一行 様
第2グラウンド（日本語拠点施設・コミュニティハウス）委員長 ・・・	阿部 倫三 様

帰宅困難者への備え

震災時には、鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が予測される。市本部が鉄道機関及び駅周辺事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施する。帰宅困難者については、原則、近隣の一時避難場所や一時滞在施設を案内する。

近隣の一時避難場所：「横浜公園」、「みなとみらい21地区」

地域防災拠点（指定避難所）開設・運営の支援

(1) 住民対応・避難場所支援班の設置

① 大規模震災時において教職員は、生徒の安全を確保するとともに、学校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第1の目標となる。

② 避難場所の開設・運営は、基本的には地域防災拠点運営委員会が行うが、学校（災害対策本部）としても、住民対応・避難場所支援班を設置し、地域防災拠点運営委員会による避難場所の開設・運営が円滑に行われるよう支援する。

(2) 住民対応・避難場所支援班の役割

① 避難住民の誘導

ア：住民対応・避難場所支援班は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや拠点担当（直近動員者）として指定された市職員と協力して、避難者が体育館に避難するよう誘導する。

イ：住民対応・避難場所支援班は、校長室、職員室、会議室、保健室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用しないよう、地域防災拠点運営委員会に対して要請する。

ウ：住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

② 放送設備の使用についての対応

ア：職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。

イ：体育館の放送設備については、地域防災拠点運営委員会のメンバーに対して使用方法がわかるよう、事前にマニュアル等で明記し、放送室に備えておくことが望ましい。

③ 避難場所の整備、割り振り

ア：避難スペース等の調整

避難者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とし、校長室、職員室、会議室、保健室等は使用しない。地域防災拠点運営委員会と協議し、**女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ概ね3教室（多目的室、地域交流室A・B）を確保し、利用する（建物の被害状況等により柔軟に対応）。**

また、事態が安定した後には、避難者が自由に会話できるスペースの確保などの配慮も、地域防災拠点運営委員会の要請を受けて検討する。

イ：避難場所の清掃支援

清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるゴミ袋を準備しておく。（ガラス清掃に適した用具）

ウ：トイレの使用確保

体育館のトイレおよび校庭の仮設トイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難者が利用できるトイレを指定して、地域防災拠点運営委員会を通じて、避難者に周知させる。

④ 負傷者の応急手当

ア：保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整える。その際、教育再開時に必要な物品（生徒のための備品や書類など）があれば、別途保管する。地域防災拠点運営委員会は、保健室において傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行う。また、医療救護隊が定点診療や巡回診療を行う際には、医療活動スペースとしても活用する。ただし、中等症以上の傷病者等については、区本部に連絡し、災害時救急病院への搬等の指示を受ける。

イ：地域防災拠点運営委員会の救出救護班の行う初期の応急手当に協力する。必要に応じて防災備蓄庫の生活用品、担架、松葉杖を活用する。中等症以上の傷病者等については、区本部に連絡し、災害時救急病院への搬等の指示を受ける。

ウ：学校再開までの間、引き続き地域防災拠点運営委員会の応急救護活動に協力する。

その他避難場所運営支援

- (1) **基本的には、①から④の業務が中心**となる。しかし、災害発生直後の初期対応の段階では、区本部職員（拠点班）や地域防災拠点の運営委員等の参集状況等から、学校としても、避難場所開設・避難所の運営を行わなければならない場合がある。
具体的な対応例としては、避難者の受付や避難者情報の整理などが考えられる。
- (2) 各教職員も、震災時に地域防災拠点運営委員会がどのような活動を行うのかあらかじめ理解しておく必要がある。
- (3) そのために、各教職員も地域防災拠点運営委員会が実施する防災訓練に参加する必要がある。なお、連絡調整者のうち、原則として1名は地域の防災拠点訓練に参加し、災害時の具体的な対応について確認する。

【参考】地域防災拠点運営委員会が女性、乳幼児等に対する配慮すべき項目

女性	<ol style="list-style-type: none"> 1 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） 2 女性への性暴力等を防ぐための防犯の強化 3 トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） 4 プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 5 女性用物資の女性による配布 6 妊婦に対するの配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目では妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	<ol style="list-style-type: none"> 1 授乳等のスペースの確保 2 泣き声への対応（専用スペースの確保等） 3 子どものプレイルームや学習スペースの確保 4 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症等への配慮 2 生活不活発病（体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気）の予防、早期発見と対応 3 オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） 4 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害の特性に配慮したスペースの確保 2 視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） 3 福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握
外国人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） 2 通訳ボランティアの確保 3 日本人との生活習慣への違いへの配慮
性的少数者	性的少数者のニーズに応じた設備面、運営面での配慮
感染症患者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、有症者等の専用スペースやその他の避難者と重ならない動線の確保。 2 地域防災拠点到着時の避難者の健康状態の確認 3 基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用の徹底 4 流行している感染症に合わせた対策の実施

6. 風水害時における学校の対応

児童生徒の措置等

1 登校前・登校後で対応を区別

横浜市内に「警報」が発表された場合、各学校では、児童生徒の安全を最優先した防災 対策を講じ、児童生徒への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

(1) 登校前に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合

ア 午前6時の段階で横浜市内に「特別警報」(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、児童生徒の安全 確保のため、全市一斉に「臨時休業」の措置を講ずる。

したがって、当日の給食は全市一斉に中止となる。

イ 遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風 警報、大雪警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、学校長の適切な判断により、実施することができる。

ウ 部活動の朝練習等の場合、各学校で前日に天気予報の情報等から中止等の判断をする。

(2) 登校前に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

午前6時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発表継続中 の場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講ずる。

この場合には、全市一斉の給食中止は行わない。

(3) 「土砂災害警戒情報」の発表とともに「避難指示」が中区内のいずれかの地域に発令された場合

(災害警戒レベル4に該当)

午前6時の段階で「避難指示」が発令継続中の場合は「臨時休業」とする。なお、中区内には発令されていないが、近接する場所に危険があると保護者が判断した場合には、次の「家庭の判断」※を参照。

(4) 登校後に「警報」が発表又は、「避難指示」が発令された場合

登校後に、「警報」が発表又は、「避難指示」が発令された場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講ずる。

※「家庭の判断」という措置（個人が休んだとき）をとった場合

ア「家庭の判断」で休ませた場合、「出席停止・忌引等」に該当する。また、「家庭の判断」で登校させた場合は、「出席」とする。

イ出席簿の扱いは、該当する児童生徒の欄に「ト」と記入し、「停忌等」の欄にその日数を記入する。また、「備考」欄には、「非常変災」と記入する。

7. 非常持出用品リスト

非常持出用品リスト	
停電時に役立つ用品	<input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池式ランタン <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> ホイッスル
情報収集に役立つ用品	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ(手回し式またはソーラー式) <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> トランシーバー
避難行動時に役立つ用品	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> トラロープ
生活に役立つ用品	<input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> 紙皿 <input type="checkbox"/> 食品用ラップフィルム <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> マジック <input type="checkbox"/> 養生テープ <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 <input type="checkbox"/> ビニール袋(大) <input type="checkbox"/> ビニール袋(小) <input type="checkbox"/> 使い捨てマスク
救護に役立つ用品	<input type="checkbox"/> 衛生材料(ガーゼ) <input type="checkbox"/> 衛生材料(包帯) <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> 衛生材料(絆創膏) <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 医薬品類 (キズ消毒) <input type="checkbox"/> 医薬品類 (冷湿布) <input type="checkbox"/> 医薬品類 (かゆみ止め) <input type="checkbox"/> 使い捨てマスク <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 <input type="checkbox"/> ビニール袋(大) <input type="checkbox"/> ビニール袋(小) <input type="checkbox"/> ティッシュボックス <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 紙タオル <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> AED

* 参考文献 * 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(文部科学省) 平成24年3月発行

8. 緊急連絡先電話番号簿

大阪中毒110番 (24時間対応)
072-727-2499

つくば中毒110番
029-852-9999

科目	医療機関名	電話番号	休診日			住所	所在地
			木曜	土曜	日祭		
整形外科	平松整形外科	231-3318	×	AM○	×	千歳町1-2 1F	伊勢佐木長者町駅から徒歩5分
	神人整形外科	262-3577	○	AM○	×	伊勢佐木町6-146	イセザキモール6丁目出口付近
	関内整形外科	243-3381	水×	×	×	蓬莱町2-5-1	裏門右のファミマ前通りを左折
	はやし整形外科	253-8843	AM○	AM○	×	浦舟町3-34	市大病院前 カーザペルラビル2F
	松宮整形外科	251-6411	○	○	×	曙町2-19-1	徒歩5分
	中華街医院	662-8992	○	○	×	山下町73-3	内・外・皮膚も対応 中国語対応
脳外科	横浜中央病院	641-1921	電話確認			中区山下町268	港中学校隣り
	うらふね脳外科	232-5040	AM○	AM○	×	浦舟町4-50	市大病院前道路向かい側
	よこはま 高島町クリニック	444-1117	○	1.3.5 ~15: 00	×	西区高島2-10- 32岡村ビル2F	市営地下鉄高島町駅より徒歩5分 新高島駅より徒歩4分
	碧水脳神経外科ク	252-0007	AM○	AM1.3	×	南区白砂町2-7	南区役所手前 阪東橋駅徒歩5分
眼科	宇津見眼科	231-7975	AM○	AM○	×	日の出町2-112	日の出町駅前右折黄金町方向へ
	とみい眼科	261-1103	×	AM○	×	伊勢佐木町6-143	イセザキモール太田家具横路地入
	かんない眼科	662-8680	○	○	○	真砂町3-38	関内駅北口キリン関内ビル4F
	化ザキ眼科(校医)	261-2782	×	○	×	蓬莱町3-110	吉田中グラウンド向かい
	スカイビル眼科	461-1675	○	○	○	西区スカイビル9階	横浜駅東口スカイビル内
歯科	近藤歯科(校医)	664-0874	水×	○	○	尾上町4-57	横浜尾上町ビル地下1階(地下鉄)
	さくら歯科	262-4182	○	○	×	羽衣町3-63	裏門出て大通り左角、羽衣ビル内
	横浜市歯科保健 医療センター(夜間)	201-7737	毎夜間 19時~23時 休日診療 10時~16時			中区相生町6-107	JR桜木町駅徒歩7分
内科	赤門医院(校医)	231-5861	×	AM○	×	英町8	横浜トヨペット三春台営業所前
	大通公園クリニック	251-7961	×	~17	×	蓬莱町3-113	伊勢崎眼科隣 3時~6は金のみ
耳鼻	石井耳鼻科(校医)	251-3296	水PM ×	PM×	×	吉田町72	吉田町交番の横、大通り沿い大岡川手 前左角サリュートビル1F
	古川耳鼻科	261-7974	火PM ×	PM×	×	若葉町2-24	イセザキモール交番横路地を入り 最初の道右前角 松井ビル2階
形成外科	ふれあいホスピタル	681-5101	電話確認			中区万代町2-3-3	AM月・金 PM水・木
総合病院	横浜中央病院	641-1921	電話確認			中区山下町268	港中学校隣り 中国語対応あり
	けいゆう病院	221-8181	電話確認			西区みなとみらい	みなとみらい地区臨港パーク付近
	みなと赤十字病院	628-6100	電話確認			中区新山下町	新山下町バス通り
	ふれあい横浜ホスピタル	681-5101	電話確認			中区万代町2-3-3	大通り公園沿い
	市民総合医療 センター(市大病院)	261-5656	電話確認			浦舟町4-57	大棧橋浦舟線(バス通り)沿い
夜間	横浜市 夜間急病センター	212-3535	午後8時~午前0時 内科・小児科・眼科・耳鼻科			JR桜木町駅前	
検索 情報	横浜市救急医療 情報センター (24時間対応)	232-7119	<24時間病院紹介:症状、患者の住所をもとに医療機関紹介> メモの用意:該当する医療機関を記録し、受付確認をしてから受診				
薬局	加藤回陽堂薬局 (学校薬剤師 村山先生)	252-6891	○	○	×	蓬莱町2-3-7	学校裏門を出て、戸崎産婦人科角 を右折してすぐ